平成２１年（フ）第１６３３号
京都府長岡京市奥海印寺片山田５－１
破産者　株式会社京都創苑
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２８号
大阪府八尾市中田２丁目366番地　嶋貫ハイツ２Ｆ
破産者　藤岡　章三
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１１号
栃木県足利市福居町1319番地３
破産者　フクトミこと　蛭川　真樹
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１４１号
栃木県足利市福富町632番地２
破産者　蛭川　壽三
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１０９号
福岡県豊前市大字八屋2358番地３
破産者　一不二こと　重松　國昭
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第８６号
福島県会津若松市町北町大字始字北台88番地の１
破産者　市橋　治男
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１２７７号
神戸市兵庫区五宮町３番２号
破産者　山城宇治園こと　中浦　久雄
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２号
北海道帯広市東６条南11丁目５番地
破産者　鈴木　禮子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５号
千葉県山武市横田1067番地43
破産者　大場　　巖
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４２２号
横浜市泉区岡津町2916番地１、開始決定時の住所横浜市戸塚区上矢部町440番地１　グランガーデン東戸塚409号
破産者　森　　浩治
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４４号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋201号
破産者　大澤　久史
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４５号
神奈川県藤沢市川名１丁目９番２号
破産者　鈴木　清華
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９８６号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目47番地３　ガーデンハウス101号室
破産者　杉井　佳広
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１９号
川崎市多摩区生田３丁目４番６－502号、開始決定時の住所川崎市多摩区菅馬場２丁目29番９号
破産者　堀川　菊夫
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
東京都国分寺市内藤２丁目30番地22、住民票上の住所川崎市高津区諏訪３丁目４番２号
破産者　佐藤　泰敏
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２９０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地33　向島市営住宅５－３棟313号、開始決定時の住所京都市伏見区向島津田町156番地の５
破産者　久保　武司
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０４号
京都市下京区朱雀正会町46番地、住民票の住所京都市西京区川島権田町６番地の25
破産者　澤井　博司
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係